

岐阜県公報

第二千八百二十八号
平成二十九年三月七日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定を解除する予定

(治山課) 二二三
(同) 二二四

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 二二四
(同) 二二五

告示

岐阜県告示第百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町栗奥字大滝九七七の一から九七七の三まで、九七九の一から九七九の三まで、九八〇から九八二まで、九八四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市福岡字長根三〇〇三三三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

岐阜市大洞三丁目四一〇の二、四一一の二、四一二の二、四一三の二、四一四の二、

四一四の三、四一五の二、四二二の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

山県市富永字滝ヶ平一―一二の八、一―一八の五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年三月七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
MEGADON・キホーテ鷺沼店
各務原市鷺沼西町二丁目一六五番地 外
- 二 意見の概要

住民の意見
・大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻について
(届出事項 変更)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日

平成二十九年二月二十四日

- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社トミダヤ

- 三 建物の名称及び所在地
トミダヤ笠松店

羽島郡笠松町長池字西流二二二番一 外

四 変更しようとする事項

- 駐車場の位置及び収容台数
- (変更前) 駐車場 外三か所 二四四台
- (変更後) 駐車場 外一か所 一六七台
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (変更前) 十二か所
- (変更後) 七か所

平成二十九年三月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜文芸社